

自動車リサイクル法 許可申請の手引き

破 碎 業

福岡市 環境局 循環型社会推進部
産業廃棄物指導課

目 次（破砕業）

1. 使用済自動車破砕業許可申請手続きについて
2. 破砕業許可（更新）申請に係る必要書類一覧表
3. 破砕業許可申請書の記入要領
4. 申請書の記入例
5. 添付書類記入例
6. 様 式
 - ・様式第九（第六十条関係） 破砕業許可（許可の更新）申請書
 - ・様式第十（第六十三条関係） 破砕業の事業の範囲の変更許可申請書
 - ・添付書類様式1 事業計画書及び収支見積書
 - ・添付書類様式2 事務所等付近見取図
 - ・添付書類様式3 施設の写真
 - ・添付書類様式4 車両の写真
 - ・添付書類様式5 土地使用承諾書
 - ・添付書類様式6 車両使用承諾書
 - ・添付書類様式7 誓約書

使用済自動車破砕業許可申請手続きについて

1. 提出先

〒810-8620
福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所 行政棟13階
福岡市 環境局 循環型社会推進部 産業廃棄物指導課
TEL (092) - 711-4303
FAX (092) - 733-5592

2. 提出部数

申請書2部(正・副)
※副本は正本のコピーで結構です。
副本は審査終了後、許可証と一緒にお渡しします。

3. 申請手数料

許可申請に係る手数料は次のとおりです。

| 業の種類 | 申請の種類 | 申請手数料 |
|--------------------|--------|---------|
| 自動車リサイクル法 破砕業申請 | 新規許可申請 | 84,000円 |
| | 更新許可申請 | 77,000円 |
| | 変更許可申請 | 75,000円 |

※ 手数料は市収入証紙にてお支払いいただきます。証紙は市役所地下1階の売店で販売いたしております。いったん受領した申請手数料は申請の取り下げその他いかなる場合にも返還できませんのでご了承ください。

4. 提出方法について

郵送による申請は受け付けておりません。申請にあたっては手数料(収入証紙)の納入が必要ですので、来課のうえで申請をお願いいたします。

5. 許可証の交付について

審査終了後、許可業者には許可証を交付いたしますので、印鑑をご持参の上、来課してください。(印鑑は許可証を取りに来られる方の認印)

郵送での送付をご希望の場合は、簡易書留での送付となりますので、返信用封筒に切手を貼っていただき、当課あてにご送付ください。

6. 許可の有効期限について

許可の有効期限は5年間です。したがって、許可満了後も業を継続して行う場合は、許可の更新が必要です。

許可の更新を行う場合は、許可期限満了のおおむね2ヶ月前に更新の申請を行ってください。

破砕業許可申請に係る必要書類一覧表（正副2部作成のこと）

| 必 要 書 類 | 個人 | 法人 | 備 考 |
|---|----|----|---|
| ①破砕業新規（更新）許可申請書 | ○ | ○ | 様式第8 （登録印を押印すること。ただし、印鑑証明の添付は不要です） |
| ②事業計画書 | ○ | ○ | 添付書類様式1 |
| ③収支見積書 | ○ | ○ | 同 上 |
| ④事務所等の付近の見取り図 | ○ | ○ | 添付書類様式2 ・見取り図の種類欄に該当するものを丸で囲み、目印になる建物等を入れて簡略に記入すること。事業場や車庫が複数有る場合は、それぞれについて見取り図を提出すること。（地図の写しを添付することでも可） |
| ⑤破砕業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面（平面図、立面図、断面図、構造図）、設計計算書、施設の写真 | △ | △ | ・施設の写真については施設の全景、保管施設、破砕（前処理）施設、駐車場を添付書類様式3、車両（車体及び車体番号が確認できるよう撮影）を添付書類様式4に貼り付けること。 |
| ⑥施設の所有権（又は使用権源）の証明書（施設用地、駐車場用地、車両） | △ | △ | ・施設用地、駐車場用地については登記簿謄本（借地の場合は賃貸借契約書又は地権者の使用承諾書（添付書類様式5）をあわせて提出） ・車両については車検証の写し（車両を借り受けている場合は貸借契約書又は使用承諾書（添付書類様式6）をあわせて提出） |
| （申請者が個人の場合） ⑦住民票（又は外国人登録証明書）及び登記されていないことの証明書 | ○ | | ・住民票については本籍記載のもの。 ・登記簿謄本、住民票、登記されていないことの証明書、外国人登録証明書については <u>発行後3ヶ月以内のもの</u> 。 |
| （申請者が法人の場合） ⑧定款又は寄付行為 ⑨法人登記簿謄本 | | ○ | ・外国人登録証明書については、国籍の属する国における住所又は居住地が記載されているもの。 |
| ⑩申請法人役員の住民票（又は外国人登録証明書）及び登記されていないことの証明書 ⑪申請法人株主の住民票（又は外国人登録証明書）及び登記されていないことの証明書（個人株主等用）又は登記簿謄本（法人株主等用） ⑫本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票（又は外国人登録証明書）及び登記されていないことの証明書 （申請者が未成年者の場合） ⑬法定代理人の住民票（又は外国人登録証明書）及び登記されていないことの証明書 | | ○ | ・住民票については本籍記載のもの。 ・申請法人株主については発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者。 |

| 必要書類 | 個人 | 法人 | 備考 |
|-----------------------|----|----|--|
| ⑭欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書 | ○ | ○ | 添付書類様式7 (登録印を押印すること。ただし、印鑑証明の添付は不要です) |
| ⑮標準作業書 | ○ | ○ | ・標準作業書の全文を添付すること。 |

△：更新申請の場合において、内容に変更がない場合は、書類の添付は不要です。

◎登記されていないことの証明書の交付申請について

- ・証明内容は、「成年被後見人、被補佐人とする記録がない」証明書」です。
- ・「登記されていないことの証明書」についてのご質問等は、法務局へお問い合わせください。
 郵送請求の場合・・・東京法務局後見登録課 電話 03-5213-1360
 直接取りに行く場合・・・福岡法務局戸籍課 電話 092-721-9334

◎変更許可申請について

- 事業の範囲を変更する場合は、変更許可の申請が必要です。
- 申請に際しては破砕業の事業の範囲の変更許可申請書（様式第十）及び添付書類（必要書類一覧表の②～⑮）にて申請してください。
- ※添付書類については変更後のもの。

記入例

許可申請書の記入要領

- ① 申請者住所は、個人の場合は住民票（又は外国人登録証明書）に記載された住所、法人の場合は登記された住所を記入してください。郵便番号及び電話番号も記入してください。
- ② 申請者氏名は、法人の場合は名称及び代表者名を登記されたとおりに、また、個人の場合は住民票等に記載されたとおりに記入してください。個人で屋号を使用する場合は、氏名の下に括弧書きで記入してください。（ただし、許可証は個人名で記載いたします。）
- ③ 事業所の名称及び所在地は、市内に複数の事業所があるときは、それぞれに記入してください。また、それぞれの電話番号を記入してください。
- ④ 事業の用にする施設の概要は、別紙記入例を参考に記入してください。
- ⑤ 当該施設について、廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、許可の年月日及び許可番号を記入してください。又、当該許可証の写しを添付してください。
- ⑥ 既許可の記載は、本市又は他の都道府県・保健所設置市で解体業又は破砕業、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可を有しているとき、あるいは申請中のときは、その都道府県等名並びに許可番号（申請中の場合は申請年月日）を記入してください。また、当該許可証の写しを添付してください。
- ⑦ 解体自動車又は自動車破砕残さの保管等の記載は、別紙記入例を参考に記入してください。
- ⑧ 役員の氏名及び住所は、監査役を含む役員及び、顧問や相談役といった役員と同等以上の権限を持つ者について、住民票（又は外国人登録証明書）のとおり記入してください。
- ⑨ 令第5条に規定する使用人の氏名及び住所は、本店又は支店（商人以外の場合は、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者及び契約締結権限を有する者について、住民票（又は外国人登録証明書）のとおり記入してください。
- ⑩ 法定代理人の氏名及び住所は、申請者が未成年の場合、法定代理人について住民票（又は外国人登録証明書）のとおり記入してください。
- ⑪ 株主又は出資者は、該当する個人及び法人について、個人の場合は住民票（又は外国人登録証明書）のとおり、法人の場合は登記簿謄本のとおり記入してください。また、発行済株式総数及び出資の額についても記入してください。
- ⑫ 標準作業書の記載事項は、『別紙「標準作業書（全文）」のとおり』とのみ記入し、標準作業書（全文）を添付してください。

(記入例)

様式第八 (第六十条関係)

許可申請書
破砕業許可の更新

本例はあくまでも一つの記入例
であるので、各自のものを記入
すること。

| | |
|--------|--|
| ※許可番号 | |
| ※受理年月日 | |

平成〇〇年 〇月 〇日

福岡市長殿

- ① (郵便番号) 000-0000
住所 〇〇県〇〇市〇〇町0-0-0
② 氏名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 000-000-0000

使用済自動車の再資源化等に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・

| | |
|---------------|---|
| 事業の範囲 | 破砕処理 破砕前処理 |
| 事業所の名称及び所在地 | |
| 名称 | 〇〇株式会社〇〇センター〇〇支店 |
| 所在地 | 〒000-0000 〇〇県〇〇郡〇〇町△△0-0-0 TEL 000-000-0000 |
| 名称 | 〇〇株式会社〇〇センター△△支店 |
| 所在地 | 〒000-0000 〇〇県〇〇郡〇〇町△△0-0-0 TEL 000-000-0000 |
| 事業の用に供する施設の概要 | <p>1. 〇〇支店 破砕施設①シュレッダーマシン〇〇型(能力 0000トン/日) 1基 破砕施設②シュレッダーマシン△△型(能力 00000トン/日)1基 せん断施設キロチン〇〇型(能力 0000トン/日) 1基 圧縮施設〇プレス〇〇型(能力 0000トン/日) 2基 保管施設①(廃車ガラ・プレス)面積00000m² コンクリート打設 保管施設②(ASR)面積00000m² 屋根・囲い有 運搬車両(平ボディ 2、キャリアカー 2) プレスカー 2 油水分離槽 0000m³ 2基</p> <p>2. △△支店 破砕施設シュレッダーマシン〇〇型(能力 0000トン/日) 1基 せん断施設キロチン〇〇型(能力 0000トン/日) 1基 圧縮施設〇プレス〇〇型(能力 0000トン/日) 1基 保管施設①(廃車ガラ・プレス)面積00000m² コンクリート打設 保管施設②(ASR)面積00000m² 屋根・囲い有 運搬車両(平ボディ 2、キャリアカー 2)</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | プレスカ 2 油水分離槽 0000m3 2基 | |
| 当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号 | 1. ○○支店 廃プラスチック破砕施設① 昭和00年00月00日 第00000000000号 廃プラスチック破砕施設② 平成00年00月00日 第00000000000号 | |
| | 2. △△支店 廃プラスチック破砕施設 昭和00年00月00日 第00000000000号 | |
| 他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） | 都道府県・市名 | 許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） |
| | 1. ○○県 2. □□県 3. ◇◇市 | 第0000000000号(破砕業) 第0000000000号(破砕業) 第0000000000号(解体業) |
| 他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） | 都道府県・市名 | 許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日） |
| | 1. ○○県 2. □□県 3. ◇◇市 | 第0000000000号(収集運搬) 第0000000000号(中間処理) 第0000000000号(収集運搬) 第0000000000号(収集運搬) 第0000000000号(中間処理) |
| 破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限 | 1. ○○株式会社○○センター廃車集積場 △△県△△市○○町0-0-0 保管場所面積000m2、保管量の上限0000台 2. ○○株式会社○○センター廃車ガラ集積場 ○○県△△市○○町0-0-0 保管場所面積000m2、保管量の上限0000台 | |
| 役員の名前及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。） | | |
| (ふりがな) 氏 名 | 役職名 | 住 所 |
| よりがな ○○ ○○ よりがな ○○ ○○ よりがな ○○ ○○ | 代表取締役 取締役 取締役 | ○○県△△市○○町0-0-0 ○○県△△市○○町0-0-0 ○○県△△市○○町0-0-0 |
| 令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。） | | |
| (ふりがな) 氏 名 | 役職名 | 住 所 |
| | | |

| | | |
|---------------|---------|----------------|
| ふりがな ○○ ○○ | ○支店長 | ○○県△△市○○町0-0-0 |
| ふりがな ○○ ○○ | ○支店長 | ○○県△△市○○町0-0-0 |
| ふりがな ○○ ○○ | ○センター場長 | ○○県△△市○○町0-0-0 |
| ふりがな ○○ ○○ | △センター場長 | ○○県△△市○○町0-0-0 |

法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）

| (ふりがな) 氏 名 | 住 所 |
|---------------|-----|
| / | / |

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

| (ふりがな) 氏名又は名称 | 住 所 | 保有する株式の数 又は出資の金額 |
|------------------|----------------|---------------------|
| ふりがな ○○ ○○ | ○○県△△市○○町0-0-0 | 五千株 |
| ふりがな ○○ ○○ | ○○県△△市○○町0-0-0 | 四千株 |
| ふりがな 株式会社○○○○ | ○○県△△市○○町0-0-0 | 二千株 |
| ふりがな 株式会社○○○○ | ○○県△△市○○町0-0-0 | 二千株 |

⑫標準作業書の記載事項

| | |
|--------------------------------------|---------------------|
| 解体自動車の保管の方法 | } 別紙「標準作業書（全文）」のとおり |
| 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法 | |
| 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法 | |
| 排水処理施設の管理の方法 (排水処理施設を設置する場合に限る。) | |
| 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法 | |
| 解体自動車の運搬の方法 | |

| | |
|----------------------------------|--|
| 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法 | |
| 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法 | |
| 火災予防上の措置 | |
| △手数料欄 | |

- 備考
- 1 △印の欄は、記入しないこと。
 - 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 3 市内に事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 5 「役員の名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することで可能。
 - 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 8 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(記載例)

1-4. 破碎等能力

| | | |
|---------|--------|---------|
| 1日当処理能力 | 稼働予定日数 | 年間処理能力 |
| 100台/日 | 280日 | 28,000台 |

1-5. 保管の状況

| | | | |
|--------|--------|--------|----------|
| 使用済自動車 | | A S R | |
| 保管量の上限 | 1,200台 | 保管量の上限 | 7,000m3 |
| 現在保管量 | 1,000台 | 現在保管量 | 22,000m3 |

1-6. 年間収支見積書

〇〇年 〇月〇〇日現在作成

| 項 目 | | 前年度(〇年) (決算月(3)月) | | 今年度の見込み (決算月(3)月) | |
|--------------|--------------|----------------------|-------------|----------------------|-------------|
| | | 年度 (千円) | 1台当り (円) | 年度 (千円) | 1台当り (円) |
| 売上高(全体) | ア(総売上収入) | 16,000 | 32,000 | 32,450 | 41,603 |
| 売上原価 | イ(解体自動車等購入費) | -2,500 | -5,000 | -1,400 | -2,000 |
| その他の経費 | ウ | 16,575 | 33,150 | 19,685 | 25,237 |
| うち廃棄物処理委託費 | エ | 750 | 1,500 | 1,170 | 1,500 |
| 営業利益 | オ=ア-イ-ウ | 1,925 | 3,850 | 14,165 | 18,365 |
| 営業外損益 | カ(主に支払利息(注)) | -600 | -1,200 | -679 | -970 |
| 経常利益 | キ=オ+カ | 1,325 | 2,650 | 13,486 | 17,395 |
| 解体自動車等年間引取台数 | | 500 | | 700 | |
| 解体自動車等年間処理台数 | | 500 | | 780 | |

(参考)

| | 年度末 | 現 在 |
|---------------------|--------|--------|
| 負債総額(年度末残高) (千円) | 20,000 | 22,500 |

- (注) 1 「1台当り」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。
 2 解体自動車等購入費は購入費をプラス、引取・処分料金を徴収した分はマイナスで計上すること。
 3 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

(添付書類様式2)

事務所等付近見取図(記入例)

| | |
|--------|------------------------------|
| 見取図の種類 | 事務所・事業場・車庫・埋立地・積込港・その他 () |
| 住 所 | 〒810-0001 福岡市中央区天神一丁目〇番〇号 |

※半径1 km 以内の見取図を記入すること

(目印になる建物等を入れ、簡略に記入してください)

施設の写真(記入例)

施設全景

施設全景の写真

解体自動車保管場所

保管場所の写真

(添付書類様式4)

車両の写真(記入例)

| | | | |
|---|-----------|-------|----------|
| 登録番号 | 福岡11あ〇〇〇〇 | 最大積載量 | 9,000kg |
| <p>(斜め後方より, ナンバープレート及び車両の側面, 後面が明瞭に確認できるように撮影した写真を貼付してください)</p> | | | |
| 登録番号 | 福岡88い〇〇〇〇 | 最大積載量 | 10,000kg |
| <p>(斜め後方より, ナンバープレート及び車両の側面, 後面が明瞭に確認できるように撮影した写真を貼付してください)</p> | | | |

(添付書類様式5)

(記入例)

土地 使用 承諾 書

平成 年 月 日

〇〇産業 株式会社 様

住 所 福岡市東区松島一丁目〇番〇号
氏 名 △△工業 株式会社 印
(登記簿謄本上の所有者から承諾と得てください)

貴殿が下記の土地を自動車リサイクル法の破砕業に係る処理施設として使用することを承諾します。

記

福岡市東区箱崎ふ頭一丁目〇番〇号

(添付書類様式6)

(記入例)

車両使用承諾書

平成 年 月 日

〇〇産業 株式会社 様

住 所 福岡市西区今宿一丁目〇番〇号

氏 名 **XX工業 株式会社** 印

(車検証上の使用者から承諾と得てください。使用者欄が空白で、所有者が本人ではない場合は所有者から承諾と得てください)

貴殿が下記の車両を自動車リサイクル法の破碎業に係る運搬車として使用することを承諾します。

記

車 両 番 号 **キャブオーバ 福岡 11え 〇〇〇〇**

誓 約 書

住 所 福岡市中央区天神1丁目〇番〇号

氏 名 〇〇産業株式会社

代表取締役 〇〇太郎



法人にあっては名称
及び代表者の氏名

申請者は、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 使用済自動車の再資源化等に関する法律又は次の法律に基づく処分に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (1) 廃棄物の処理法及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
 - (2) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)
 - (3) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)
 - (4) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)
 - (5) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)
 - (6) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
 - (7) 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
 - (8) 振動規制法(昭和51年法律第64号)
 - (9) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)
 - (10) ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)
 - (11) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条(傷害)、第206条(傷害現場助成)、第208条(暴行)、第208条の3(凶器準備集合、結集)、第222条(脅迫)若しくは第247条(背任)若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 5 使用済自動車の再資源化等に関する法律第66条(第72条において読み替えて準用する場合を含む)、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2(廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から5年を経過していない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取り消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取り消しの日から5年を経過していない者を含む。)
- 6 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という)
- 8 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から7までのいずれかに該当するもの
- 9 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに1から7までのいずれかに該当する者のあるもの
- 10 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- 11 個人で政令で定める使用人のうちに1から7までのいずれかに該当する者のあるもの

・役員とは業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

・政令で定める使用人とは、申請者の使用人で①本店又は支店の代表者、②継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者をいう。

様 式

様式第八（第六十条関係）

破砕業 許可の更新 申請書

| | |
|--------|--|
| ※許可番号 | |
| ※許可年月日 | |

年 月 日

福岡市長様

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号



使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可（許可の更新）を申請します。

| | | |
|---|-----------|-------------------------|
| 事業の範囲 | | |
| 事業所の名称及び所在地 | | |
| 名 称 | | |
| 所在地 | (郵便番号) | 電話番号 |
| 事業の用に供する施設の概要 | | |
| 当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号 | 年 月 日 第 号 | |
| 他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日） | 都道府県・市名 | 許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日） |
| | | |
| 他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日） | 都道府県・市名 | 許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日） |
| | | |

| | | |
|---|-----|---------------------|
| 破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限 | | |
| 役員の名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。） | | |
| <small>(ふりがな)</small> 氏 名 | 役職名 | 住 所 |
| | | |
| 令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。） | | |
| <small>(ふりがな)</small> 氏 名 | 役職名 | 住 所 |
| | | |
| 法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。） | | |
| <small>(ふりがな)</small> 氏 名 | 住 所 | |
| | | |
| 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。） | | |
| <small>(ふりがな)</small> 氏名又は名称 | 住 所 | 保有する株式の数 又は出資の金額 |
| | | |

| 標準作業書の記載事項 | |
|--------------------------------------|--|
| 解体自動車の保管の方法 | |
| 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法 | |
| 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法 | |
| 排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。） | |
| 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法 | |
| 解体自動車の運搬の方法 | |
| 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法 | |
| 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法 | |
| 火災予防上の措置 | |
| △手数料欄 | |

- 備考
- 1 △印の欄は、記入しないこと。
 - 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 3 市内に事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することで可能。
 - 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第十（第六十三条関係）

破砕業の事業の範囲の変更許可申請書

年 月 日

福岡市長様

(郵便番号)

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号



使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の事業の範囲の変更の許可を申請します。

| | |
|--|-----------|
| 許可の年月日及び許可番号 | 年 月 日 第 号 |
| 変更の内容 | |
| 変更の理由 | |
| 変更に係る破砕業の用に供する施設の概要 | |
| 当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号 | 年 月 日 第 号 |
| 破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限 | |

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

| (ふりがな) 氏 名 | 役職名 | 住 所 |
|---------------|-----|-----|
| | | |

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

| (ふりがな) 氏 名 | 役職名 | 住 所 |
|---------------|-----|-----|
| | | |

法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）

| (ふりがな) 氏 名 | 住 所 |
|---------------|-----|
| | |

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

| (ふりがな) 氏名又は名称 | 住 所 | 保有する株式の数 又は出資の金額 |
|------------------|-----|---------------------|
| | | |

| 標準作業書の記載事項 | |
|--------------------------------------|--|
| 解体自動車の保管の方法 | |
| 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法 | |
| 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法 | |
| 排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。） | |
| 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法 | |
| 解体自動車の運搬の方法 | |
| 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法 | |
| 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法 | |
| 火災予防上の措置 | |
| △手数料欄 | |

- 備考
- 1 △印の欄は、記入しないこと。
 - 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 3 市内に事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することで可能。
 - 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 8 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(添付書類様式 1)

事業計画書及び収支見積書

年 月 日現在作成

1-1. 事業の全体計画 (業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種 (乗用車大型車) を含む。)

| | | | | | |
|-------------|--|--|--|--|--|
| (フロー概略図を添付) | | | | | |
|-------------|--|--|--|--|--|

| | | | | | |
|------|-------|------|---|-----|--|
| 業務時間 | : ~ : | 従業員数 | 人 | 休業日 | |
|------|-------|------|---|-----|--|

1-2. 解体自動車等の引取実績及び計画

| 年 度 | __年度実績 (3年前) | __年度実績 (2年前) | __年度実績 (1年前) | 許 可 取 得 後 の 年 間 計 画 |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------|
| 引 取 台 数 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| 主な引取先 | | | | |

1-3. 破碎実績 (圧縮のみも含む)

| 年 度 | __年度実績 (3年前) | __年度実績 (2年前) | __年度実績 (1年前) |
|--------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 年間処理実績 | 台 | 台 | 台 |
| 年間稼働日数 | 日 | 日 | 日 |
| 平均処理実績 | 台/日 | 台/日 | 台/日 |

1-4. 破碎等能力

| | | |
|---------|--------|--------|
| 1日当処理能力 | 稼働予定日数 | 年間処理能力 |
| 台/日 | 日 | 台 |

1-5. 保管の状況

| | | | |
|--------|-----------|--------|----|
| 解体自動車 | | A S R | |
| 保管量の上限 | 台 (台) | 保管量の上限 | m3 |
| 現在保管量 | 台 (台) | 現在保管量 | m3 |

※事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で()に記入すること

1-6. 年間収支見積書

年 月 日現在作成

| 項 目 | | 前年度 (年) (決算月 () 月) | | 今年度の見込み (決算月 () 月) | |
|--------------|----------------|----------------------------|---------------|--------------------------|---------------|
| | | 年度 (千円) | 1台当り (円) | 年度 (千円) | 1台当り (円) |
| 売上高 (全体) | ア (総売上収入) | | | | |
| 売上原価 | イ (解体自動車等購入費) | | | | |
| その他の経費 | ウ | | | | |
| うち廃棄物処理委託費 | エ | | | | |
| 営業利益 | オ=ア-イ-ウ | | | | |
| 営業外損益 | カ (主に支払利息 (注)) | | | | |
| 経常利益 | キ=オ+カ | | | | |
| 解体自動車等年間引取台数 | | | | | |
| 解体自動車等年間処理台数 | | | | | |

(参考)

| | | |
|--------------|------|-----|
| | 年度末 | 現 在 |
| 負債総額 (年度末残高) | (千円) | |

- (注) 1 「1台当り」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。
 2 解体自動車等購入費は購入費をプラス、引取・処分料金を徴収した分はマイナスで計上すること。
 3 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

(添付書類様式2)

事務所等付近見取図

| | |
|------------------------|----------------------------|
| 見取図の種類 | 事務所・事業場・車庫・埋立地・積込港・その他 () |
| 住 所 | 〒 |
| ※半径 1 km 以内の見取図を記入すること | |

(添付書類様式3)

施設の写真

| | |
|--|--|
| | |
| | |
| | |
| | |

(添付書類様式4)

車 両 の 写 真

| 登 録 番 号 | | 最 大 積 載 量 | |
|---------|--|-----------|--|
| | | | |
| 登 録 番 号 | | 最 大 積 載 量 | |
| | | | |

※斜め後方より登録番号及び側面が確認できるように写すこと。

(添付書類様式5)

土地 使用 承諾 書

平成 年 月 日

様

住 所
氏 名

印

貴殿が下記の土地を自動車リサイクル法の破砕業に係る処理施設として使用することを承諾します。

記

(添付書類様式6)

車 両 使 用 承 諾 書

平成 年 月 日

様

住 所
氏 名

印

貴殿が下記の車両を自動車リサイクル法の破砕業に係る運搬車として使用することを承諾します。

記

車 両 番 号

誓 約 書

住 所
氏 名

〔法人にあっては名称
及び代表者の氏名〕

印

申請者は、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 使用済自動車の再資源化等に関する法律又は次の法律に基づく処分に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (1) 廃棄物の処理法及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
 - (2) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)
 - (3) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)
 - (4) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)
 - (5) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)
 - (6) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
 - (7) 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
 - (8) 振動規制法(昭和51年法律第64号)
 - (9) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)
 - (10) ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)
 - (11) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条(傷害)、第206条(傷害現場助成)、第208条(暴行)、第208条の3(凶器準備集合、結集)、第222条(脅迫)若しくは第247条(背任)若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 5 使用済自動車の再資源化等に関する法律第66条(第72条において読み替えて準用する場合を含む)、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2(廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から5年を経過していない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取り消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取り消しの日から5年を経過していない者を含む。)
- 6 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という)
- 8 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から7までのいずれかに該当するもの
- 9 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに1から7までのいずれかに該当する者のあるもの
- 10 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- 11 個人で政令で定める使用人のうちに1から7までのいずれかに該当する者のあるもの

〔・役員とは業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。
・政令で定める使用人とは、申請者の使用人で①本店又は支店の代表者、②継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者をいう。〕

自動車リサイクル法に関するご相談は

福岡市環境局循環型社会推進部産業廃棄物指導課

〒 810-8620

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所 行政棟 1 3 階

TEL (092) 711-4303

FAX (092) 733-5592

までお問い合わせ下さい。

平成 21 年 4 月作成